

令和2年5月22日

学生・教職員 各位

学習支援センター

【重要】青森県外への移動に関する規制の一部緩和について

学園の新型コロナウイルス感染症対策本部より5月21日付けで出されました通知に基づき、青森県外への移動に関する規制の一部緩和を行いますのでお知らせします。

1. 緩和対象

令和2年5月25日（月）以降の青森県外への移動



2. 青森県外への移動の申告について

就職活動などで青森県外へ移動を行う場合は、青森県外への移動申告フォームより必ず申告を行ってください。

[https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=E42\\_pYuQ-kWYYzRH1FKLC7-U4owcAxlNgMHielkff-hUREISQzFQVUJFNTIOWEU0NENNNFIGRDk4Ri4u](https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=E42_pYuQ-kWYYzRH1FKLC7-U4owcAxlNgMHielkff-hUREISQzFQVUJFNTIOWEU0NENNNFIGRDk4Ri4u)

3. 移動先による帰青後の対応方法の一部変更について

移動先都道府県により下記の通り対応方法を変更しますのでお知らせします。

**5月25日以降に東北5県（岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）へ移動する**

- (1) 移動前に青森県外への移動申告フォームへ詳細を申告してください。
- (2) 青森県外へ移動した日から開始し、青森県へ戻った日の翌日から数えた14日間を加えた期間について、「健康観察兼行動履歴記録表」を手書きで作成し、保管してください（状況により提出をお願いする場合があります）。
- (3) 移動による自宅待機はありません。

**5月25日以降に上記（東北）以外の都道府県へ移動する**

- (1) 移動前に青森県外への移動申告フォームへ詳細を申告してください。
- (2) 帰青した日の翌日から数えた14日間について、自宅待機をしてください。
- (3) 青森県外へ移動した日から自宅待機が解除となる日までの期間について、「健康観察兼行動履歴記録表」を手書きで作成し、紙媒体で健康管理室へ提出してください。

4. その他について

- 健康観察兼行動履歴記録表について、下記のリンクからダウンロードして印刷するか、学習支援センター前にて配布していますので取りに来てください。

<https://www.aomoricgu.ac.jp/wp-content/uploads/HRecord02.pdf>

- 不明な点は学習支援センターまでお問い合わせください。

以上

## 5月25日（月）以降の青森県外への移動に関する規制緩和 Q & A

Q 5月24日以前に青森県外へ移動し自宅待機となっています。5月25日以降は自宅待機をしなくてもいいのでしょうか

A 5月24日までの青森県外への移動は緩和対象ではありません。指示された日時までの自宅待機を継続して下さい。

Q 5月16日に今回の緩和対象である宮城県へ移動し、5月26日に青森県へ戻りました。この場合、自宅待機はしなくてもよいのでしょうか。

A 5月24日までの青森県外への移動は、移動先の都道府県に関わらず緩和対象ではありません。青森県に戻った翌日（27日）から数えて14日間の自宅待機（6月9日まで）をして下さい。

Q 今回の緩和により岩手県への旅行をしたいと思います。

A 新型コロナウイルス感染拡大の全国的な収束には、国民一人一人の協力が不可欠です。青森県外への移動に関する緩和に関わらず、不要不急の移動は、当面の間、自粛してください。

Q 近畿3府県（大阪府、京都府、兵庫県）に対する緊急事態宣言が解除される見込みですが、移動すればなぜ自宅待機となるのでしょうか。

A 緊急事態宣言の発令と解除は政府の決定であり、学園が定める規制は学園の自治によるものです。学園で学ぶ学生の皆さんに限らず、そこで働く教職員や関係者、その家族の安全を守り、安心して修学できる環境を構築し維持するための決定ですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上